

「静岡市立日本平動物園条例施行規則」の一部改正案の概要について

1 改正の目的

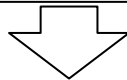
現在、日本平動物園の入園券については、静岡市立日本平動物園条例第3条の規定により、入園の際に入園料の納付をいただく方法でしか販売できません。そこで、動物園入園券の販路をコンビニエンスストア等へ拡大し、購入方法や購入時期の幅を広げることで動物園利用者の利便性を向上させることを目的に、入園料の前納ができる条例改正案を平成28年6月議会に議案として上程しています。この条例が可決された場合に必要となる、入園の手続方法及び入園券の販売時間を定める「静岡市立日本平動物園条例施行規則」の改正を行います。

2 改正の概要

①入園の手続方法について、入園料の納付済みが確認できる証票でも入園できるようにします。(第2条第1項関係)

《これまで》

入園の際に、施行規則で定められた入園券の交付を受けた者のみが入園できました。



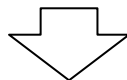
《今後》

施行規則で定められた入園券に加え、入園料の事前納付が確認できる証票でも入園できる規定を加えます。

②入園券の販売時間について、コンビニエンスストアなどで購入できるよう販売できる時間の制限を無くします。(第4条関係)

《これまで》

入園券の販売時間は、動物園の開園時刻から閉園時刻の30分前までとなっていました。(※入園できる時間を入園券の販売時刻で制限する規定となっています。)



《今後》

入園券の販売時間の規定を入園時間と改めることで、閉園時間帯にも営業しているコンビニエンスストアなどで入園券を購入できるようにします。

3 施行期日(予定)

平成28年8月1日